

公表年月	令和3年7月3日(土)
処分内容	さいたま市保健所は、令和3年7月3日(土)、大宮区の飲食店に対し、営業停止1日間の行政処分を行いました。
事件の概要及び処分の理由	<p>令和3年7月2日(金)、宮城県からさいたま市に「7月1日、宮城県在住者から居住地管轄の保健所に「医療機関を受診したところ、アニサキスが抽出された。食中毒が疑われる。」との届出があった。保健所が調査をしたところ、患者は、さいたま市内の飲食店で6月27日(日)に食事をし、また、その際当該施設で購入した調理品を翌28日(月)に喫食しており、同日午後8時頃から体調不良を呈していた。」との通報がありました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定し、当該施設の営業停止処分を行いました。</p> <p>(1) アニサキス食中毒の潜伏期間における発症者の喫食状況を確認したところ、生鮮魚介類を含む食事が、当該施設で提供及び販売された調理品に限られたこと。</p> <p>(2) 発症者からアニサキスが抽出されたこと。</p> <p>(3) 発症者の潜伏期間、症状等の疫学的事項がアニサキスによる食中毒と一致したこと。</p> <p>(4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。</p>
初発年月日	令和3年6月28日(月)午後8時
患者者等の状況	患者1名(女性)(病院受診あり) 患者の主な症状 腹痛等
原因物質	アニサキス
原因食品	令和3年6月27日に当該施設で提供又は販売された調理品(刺身、寿司等)